平成30年 定例第2回

新得町議会会議録

開 会 平成30年6月5日

閉 会 平成30年6月18日

新 得 町 議 会

平成30年定例第2回新得町議会会議録目次

第1日(30.6.5)

○開会の宣告	•••••		5
○開議の宣告			5
〇日程第 1	会議録署名議員	の指名	5
○日程第 2	会期の決定 …		5
○諸般の報告	(第1号)		5
○行政報告 ·			6
○日程第 3	議案第39号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について…	6
○日程第 4	議案第40号	工事請負契約の締結について(サホロリバーサイ ド拡張整備工事)	8
○日程第 5	議案第41号	工事請負契約の締結について(サホロリバーサイド拡張整備工事(管理棟・倉庫)) ···································	9
○日程第 6	議案第42号	工事請負契約の締結について(公営住宅新築工事)…1	0
○日程第 7	議案第43号	工事請負契約の締結について(保健福祉センター 外部改修工事)1	1
○日程第 8	議案第44号	工事請負契約の締結について(新得浄水場更新工事)… 1	2
○日程第 9	議案第45号	町道の路線認定について1	3
〇日程第10	議案第46号	町税条例の一部を改正する条例の制定について …1	3
〇日程第11	議案第47号	平成30年度新得町一般会計補正予算1	4
〇日程第12	議案第48号	平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	7
○日程第13	議案第49号	平成30年度新得町水道事業会計補正予算1	8

○日程第14	議案第50号	議員派遣の件19
○日程第15	意見案第2号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書 …19
〇日程第16	意見案第3号	ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める 意見書19
○日程第17	意見案第4号	2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 …20
○日程第18	意見案第5号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」 の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など 教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書 …20
○日程第19	意見案第6号	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書20
○休会の議決		2 1
○散会の宣告		······································

第2日 (30.6.15)

○開議の宣告					2	2 4
○諸般の報告	(第2号)					2 4
○日程第 1	意見案第4 書」の付託	号「2018年度 替え		賃金改正等に関す		2 4
○日程第 2	一般質	問			2	2 4
〔一般質問〕						
長野	章議員 ・介	護保険制度の今行	後は			2 4
湯浅真	希議員 ・随	意契約のありかれ	たについて			2 9
貴戸愛	三議員 ・駅	前再整備準備委員	員会設立を		(3 2
廣山輝!	0)	田町政公約を踏る 「成果指標」は 得町観光振興策の			5	
○散会の宣告					····· ∠	13

第3日(29.6.18)

○開議の宣告		4 7
○諸般の報告	(第3号)	4 7
○日程第 1	議案第51号	工事請負契約の締結について (サホロリバーサイ ド運動公園広場災害復旧工事)47
○日程第 2	議案第52号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について…47
○日程第 3	議案第53号	平成30年度新得町一般会計補正予算48
〇日程第 4	意見案第2号	審査結果について49
○日程第 5	意見案第3号	審査結果について49
○日程第 6	意見案第4号	審査結果について50
○日程第 7	意見案第5号	審査結果について
○日程第 8	意見案第6号	審査結果について
○日程第 9	閉会中の継続署	F査及び調査の申し出について 5 2
○閉会の宣告		5 2

第 1 日

平成30年第2回新得町議会定例会(第1号)

平成30年6月5日(火曜日)午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件	番	号		議	件	名	等
1				会議録署	名議員の打	旨名		
2				会期の決	 定			
				諸般の報	告(第1号	로)		
				行政報告				
3	議案第	3 9	号	固定資産	評価審査委	委員会委員	員の選任同意	まについて
4	議案第	4 0	号	工事請負整備工事		洁につい	て(サホロ)	リバーサイド拡張
5	議案第	4 1	号		契約の締結 (管理棟		て(サホロ)	リバーサイド拡張
6	議案第	4 2	号	工事請負	契約の締約	吉について	く(公営住宅	三新築工事)
7	議案第	4 3	号	工事請負 修工事)	契約の締	結につい	て(保健福祉	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
8	議案第	4 4	号	工事請負	契約の締約	吉について	て(新得浄水	(場更新工事)
9	議案第	4 5	号	町道の路	線認定につ	ついて		
1 0	議案第	4 6	号	町税条例	の一部を改	女正する第	条例の制定に	こついて
1 1	議案第	4 7	号	平成30	年度新得	丁一般会話	十補正予算	
1 2	議案第	4 8	号	平成30	年度新得問	丁公共下才	く道事業特別]会計補正予算
1 3	議案第	4 9	号	平成30	年度新得岡	丁水道事業		· 算

日程番号	議件番号	議 件 名 等
1 4	議案第50号	議員派遣の件
1 5	意見案第2号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
1 6	意見案第3号	ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書
1 7	意見案第4号	2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
1 8	意見案第5号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保 障に向けた意見書
1 9	意見案第6号	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学 校等の教育職員の給料等に関する特別措置法(給特法)」 の廃止を含めた見直しを求める意見書

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告(第1号)

行政報告

議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第40号 工事請負契約の締結について(サホロリバーサイド拡張整備工事)

議案第41号 工事請負契約の締結について(サホロリバーサイド拡張整備工事

(管理棟・倉庫))

議案第42号 工事請負契約の締結について(公営住宅新築工事)

議案第43号 工事請負契約の締結について(保健福祉センター外部改修工事)

議案第44号 工事請負契約の締結について(新得浄水場更新工事)

議案第45号 町道の路線認定について

議案第46号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 平成30年度新得町一般会計補正予算

議案第48号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議案第49号 平成30年度新得町水道事業会計補正予算

議案第50号 議員派遣の件

意見案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

意見案第3号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書 意見案第4号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 意見案第5号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教 育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧 困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書 意見案第6号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教 育職員の給料等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた

○出席議員(12人)

1	番	長	野		章	議員	2	番	村	田		博	議員
3	番	湯	浅	佳	春	議員	4	番	佐	藤	幹	也	議員
5	番	貴	戸	愛	三	議員	6	番	若	杉	政	敏	議員
7	番	湯	浅	真	希	議員	8	番	廣	Щ	輝	男	議員
9	番	柴	田	信	昭	議員	1 ()番	吉	JII	幸	_	議員
1 1	番	髙	橋	浩		議員	1 2	2番	菊	地	康	雄	議員

見直しを求める意見書

○欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	浜	田	正	利
教	官	Ī	長	武	田	芳	秋
監	查	委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副		田丁			長	金	田		將
総	;	務	課	:	長	渡	辺	裕	之
地	域	戦	略	室	長	東	JII	恭	_
町		民	課	:	長	鈴	木	貞	行
保	健	福	祉	課	長	坂	田	洋	_
施		設	課	:	長	初	山		也
産		業	課	:	長	石	塚	將	照
児	童	保	育	課	長	中	村	勝	志
税	務	出	納	課	長	佐	々	木 隼	人
消		防	署		長	増	田	和	彦
産	業	課	長	補	佐	福	原	浩	之
産	業	課	長	補	佐	桑	野	恒	雄

足 支 所 長 中 克 屈 村 吉 庶 務防災係長 小 林 健 利 政 係 長 郷 潤 財 本

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

 学校教育課長
 佐藤博 行

 社会教育課長
 岡田 徳 彦

 学校教育課長補佐
 安達貴 広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 岡 村 力 蔵

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長橋 場 め ぐ み書記 菊 地 克 浩

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成30年定例第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、4番、佐藤幹也議員、5番、貴戸愛三議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第2回定例町議会の会期につきましては、去る5月24日、午前10時00分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から6月18日までの14日間とし、その間の会議等については、 別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

「吉川幸一議会運営委員長 降壇」

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から6月18日まで の14日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの14日間と決しました。

◎諸般の報告(第1号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 5月24日臨時第2回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

5月29日であります。第49回西十勝森林組合通常総会が開催されました。総会の中で組合長より、来年、平成31年は西十勝森林組合が合併をした組合として50年の節目を迎えます。それを鑑みて新庁舎の建設を検討している旨のご挨拶がありました。詳細が固まりしだい、関係各位に報告をしたいということでありました。

次に6月3日であります。株式会社狩勝牧場感謝の集いが開催されました。これにつきましては昭和47年に誕生し、以来半世紀、畜産業界をリードしてきた狩勝牧場が平成30年3月をもって閉鎖したことにともない、狩勝牧場が主催となりまして関係各位にお礼をかねた感謝の集いが開催されたものであります。式典の中で新得町からもこの間の功績に対しまして感謝の意を伝えるとともに、親会社であります、丸八殖産株式会社に感謝状の贈呈をさせていただきました。

また、丸八殖産株式会社の神谷社長より1,000万円の寄付の申し出があったところであります。以上であります。

「浜田正利町長 降壇〕

◎日程第3 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について ◎菊地康雄議長 日程第3、議案第39号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について いてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

「金田將副町長 登壇」

◎金田將副町長 議案第39号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員に新得町字屈足基線83番地、鳥本晃氏を選任いたしたく 地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

鳥本氏は昭和27年生まれの65歳で、平成27年6月から1期3年間この職にあります。

6月28日をもって任期満了となりますが、適任でありますので引き続き選任いたしたく、議会のご同意をお願い申し上げるしだいであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人でありますが、議長を除くと11人であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、10番、吉川幸一議員、11番、髙橋浩一副議長、

1番、長野章議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、10番、吉川幸一議員、11番、髙橋浩一副議長、1番、長野章議員を立会人に 指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

「投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになって おります。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

10番、吉川幸一議員、11番、髙橋浩一副議長、1番、長野章議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 11 票、

そのうち有効投票 11 票、

無効投票 0 票。

有効投票中 賛成 11 票、

反対 0 票、

以上のとおり、賛成が全員であります。 よって、本件は同意することに決しました。 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第4 議案第40号 工事請負契約の締結について(サホロリバーサイ ド拡張整備工事)

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

「渡辺裕之総務課長 登壇]

- ◎渡辺裕之総務課長 議案第40号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。
 - 1. 契約の目的。サホロリバーサイド拡張整備工事、3期工事でございます。
 - 2. 契約の方法。2企業体と2社による指名競争入札でございます。
 - 3. 契約の金額。3億9,744万円でございます。(落札率99.69パーセント)
- 4. 契約の相手方といたしまして、植村岩野特定建設工事共同企業体、代表者、新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社代表取締役社長、植村高愛。構成員といたしまして、新得町3条南1丁目5番地、株式会社岩野建設代表取締役社長、岩野光一。なお、工期は平成31年3月20日としてございます。

次のページ以降に資料といたしまして、平面図および断面図を掲載いたしております。 以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

「渡辺裕之総務課長 降壇]

- **◎菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。吉川 議員。
- ◎吉川幸一議員 議案には直接関係がないんですが、新年度、暖かくなってから工事の請負契約が今日5本これからもあるんですが、事前に話をしておりませんけれども、今年の工事請負金額、おおよそいくらくらい計画されているのか。それから、いつもだったら行政報告の最後に何パーセント済みとか書いてるんですが、今年は抜けてるんです。今分かれば即答、分からなかったらあとで結構ですので、よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時15分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時17分)

- **◎菊地康雄議長** 渡辺総務課長。
- ◎渡辺裕之総務課長 申し訳ございません、ただいま資料が手もとにございませんので 後ほどお答えいたします。よろしくお願いいたします。
- **◎菊地康雄議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第40号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について(サホロリバーサイ ド拡張整備工事(管理棟・倉庫))

◎菊地康雄議長 日程第5、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

「渡辺裕之総務課長 登壇]

- ◎渡辺裕之総務課長 議案第41号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。
 - 1. 契約の目的。サホロリバーサイド拡張整備工事、管理棟、倉庫でございます。
 - 2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。
 - 3. 契約の金額。7,268万4,000円でございます。(落札率99.56パーセント)
- 4. 契約の相手方といたしまして、新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社代表取締役社長、植村高愛。なお、工期は平成30年11月19日としてございます。

次のページ以降に資料といたしまして、工事概要、配置図、および平面、立面図を掲載いたしております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

「渡辺裕之総務課長 降壇〕

- ◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。長野議員。
- **○長野章議員** 1点だけお伺いしたいんですけれども、先ほどの拡張工事と同じなんですが、3月と11月が工期ですから、今年度は使えないということなんでしょうか。それとも一部使ったりはできるんでしょうか。中学校の駅伝がありますよね。そんなことから、この工期でいくと難しいのかと思うんですが、使えるのか使えないのか、来年からなのかお伺いいたします。
- **◎菊地康雄議長** 岡田社会教育課長。
- ◎岡田徳彦社会教育課長 お答えいたします。当初は3年間ということで、最終年度に全道中学校駅伝競走大会に間に合わせるようなかたちで想定しておりましたけれども、3期工事の中で当初予定していなかった設備等も新たに追加になった部分もございまして、設計等作業量も増加した関係で、工期が後ろの方に伸びてしまったという経過がございます。

今年度につきましては、年内に完成はする予定ではございますけれども、実際に使えるかどうかといわれますと、使えない可能性が大きいかなと思っておりまして、実際のところオープンということになりますと新年度になろうかと考えております。

駅伝の方も主催者側と相談いたしまして、中のトラックを使わないようなかたちでの コース取りで進めていきたいと思っております。

◎菊地康雄議長 廣山議員。

- **○廣山輝男議員** 私から1点のみ。今さらこんなことを言って申し訳ないんですが、今回の管理棟、倉庫の建設はよろしいですが、シャワーというのは全然考えなかったのか、あるいは今後その計画があるのか。つまりはさまざまな施設に必ず今シャワー関係あるんですが、これを設置するとなれば相当なお金が掛かるということも私たちは理解しておりますから、その辺の関係について今後の考えも含めてお願いします。
- **◎菊地康雄議長** 岡田社会教育課長。
- ◎岡田徳彦社会教育課長 シャワーについてお答えいたします。この工事が始まる前に検討段階でシャワー室についても検討した経過はございますが、特に団体の利用が多く、シャワーの個室数をそれほど多く設置するとなると難しいということでございまして、一度に何十人も利用するサッカーや陸上の合宿もですが、まとまった人数が利用する分のシャワーの設備を設置するのは非常に厳しいのではないか。加えまして使用する頻度でいいますと夏場のシーズンのみ、冬期間は使用しないということもございますので、実際のところはシャワーは設置しないようなかたちで結論づけたところでございます。

場合によりまして合宿等では町営温水プールのシャワー設備も利用していただいていることもございますので、今回の整備の中ではシャワー設備は設置しないということで結論を出しております。以上です。

- **◎菊地康雄議長** 廣山議員。
- **○廣山輝男議員** 理屈といえば理屈でしょうね。団体であれ個人であれ、シャワー室くらいは最低必要ではないかと私は感じております。したがって今後検討するべきではないかと問題提起しておきます。

今回これで8,000万円近くのお金でやるわけですから、相当なお金も掛かるかもしれませんけど、やはり汗を流して帰れるというような施設が誰でもほしいわけですから、その辺は今後とも検討してもらいたいということで申し上げておきます。

- **◎菊地康雄議長** 岡田社会教育課長。
- ◎岡田徳彦社会教育課長 ただいまいただいたご意見を参考にさせていただきまして、 今後検討していきたいと思います。以上です。
- **◎菊地康雄議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第41号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第42号 工事請負契約の締結について(公営住宅新築工事)◎菊地康雄議長 日程第6、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

「渡辺裕之総務課長 登壇」

- ◎渡辺裕之総務課長 議案第42号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。
 - 1. 契約の目的。公営住宅新築工事、新進団地1棟3戸でございます。
 - 2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。
 - 3. 契約の金額。5,113万8,000円でございます。(落札率99.81パーセント)
- 4. 契約の相手方といたしまして、新得町西1条南5丁目1番地、株式会社田村工業代表取締役、田村記男。なお、工期は平成30年10月5日としてございます。

次のページ以降に資料といたしまして、工事概要、配置図、および平面、立面図を掲載いたしております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

「渡辺裕之総務課長 降壇」

- **◎菊地康雄議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。吉川 議員。
- ◎吉川幸一議員 1棟3戸ですね、この金額は少し安いなと思っておりますけれども、これは単身者住宅になるのか、お答え願います。
- **◎菊地康雄議長** 初山施設課長。
- **◎初山一也施設課長** お答えいたします。単身用ではありません。
- **◎菊地康雄議長** 吉川議員。
- **◎吉川幸一議員** 私がこの図面を見てる限りは2LDKだと思うんですけれども、壁だけがつながってるだけで3戸この値段で建つというのは訳ありなんですか。お答え願います。
- **◎菊地康雄議長** 初山施設課長。
- ◎初山一也施設課長 先ほどの関係なんですけど、単身もかねてますけど、単身専用ではないということでございます。あと金額につきましてはきちっとした単価に基づきまして積算しておりますので、若干、2戸よりは3戸の方が割安にできる場合もございますが、標準的な単価を使って積算しておりますので、ご了解をいただきたいと思います。申し訳ございません。3ページに書いてありますけど、1LDKの3戸というふうに
- **②菊地康雄議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

表示をさせていただいております。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第42号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員」

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号 工事請負契約の締結について(保健福祉センター 外部改修工事)

◎菊地康雄議長 日程第7、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

「渡辺裕之総務課長 登壇]

- ◎渡辺裕之総務課長 議案第43号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。
 - 1. 契約の目的。保健福祉センター外部改修工事でございます。
 - 2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。
 - 3. 契約の金額。5,578万2,000円でございます。(落札率99.63パーセント)
- 4. 契約の相手方といたしまして、新得町西1条南1丁目51番地2、古川建設株式会社代表取締役、古川金右。なお、工期は平成30年10月3日としてございます。

次のページ以降に資料といたしまして、工事概要、配置図、および平面、立面図を掲載いたしております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[渡辺裕之総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号 工事請負契約の締結について(新得浄水場更新工事)

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

「渡辺裕之総務課長 登壇」

- ◎渡辺裕之総務課長 議案第44号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。
 - 1. 契約の目的。新得浄水場更新工事でございます。
 - 2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。
 - 3. 契約の金額。1億9,008万円でございます。(落札率99.85パーセント)
- 4. 契約の相手方といたしまして、新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社代表取締役社長、植村高愛。なお、工期は平成30年12月27日としてございます。

次のページ以降に資料といたしまして、立面図、平面図を掲載いたしております。 以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

「渡辺裕之総務課長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第44号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第45号 町道の路線認定について

◎菊地康雄議長 日程第9、議案第45号、町道の路線認定についてを議題といたします。 提案者から提案理由の説明を求めます。初山施設課長。

「初山一也施設課長 登壇]

◎初山一也施設課長 議案第45号、町道の路線認定についてご説明いたします。

1 枚おめくりいただいて、2ページ上段にあります提案理由でございますが、平成28 年度の災害にともない北海道が実施しております、パンケ新得川災害復旧助成事業による神社橋架け替え工事によって仮道・仮橋を設置することにともない、新たに路線の起終点の追加および道路区域の決定をするため、道路法(昭和26年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき路線の認定について議決を経ようとするものであります。

1ページの表に戻っていただきまして、認定する路線は路線番号336番の路線名は宮下西通りで、起点は西 2 条北 2 丁目 1 番地地先から終点は西 2 条北 3 丁目13番地地先までの87.77メートルの 1 路線でございます。位置図につきましては、 3ページにございます①番であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議お願い申し上げます。

「初山一也施設課長 降壇」

- ◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。柴田議員。
- ◎柴田信昭議員 この道路は仮橋の設置にともなうことによって町道にするわけですけれども、仮橋はいずれ撤去されると思うんですが、その後この道路はそのまま町道になるわけですか、それとも解除するのでしょうか。
- **◎菊地康雄議長** 初山施設課長。
- ◎初山一也施設課長 お答えします。新しい神社橋が完成いたしましたあとはまた廃道の議決をいただくようなかたちになると思います。
- **◎菊地康雄議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第45号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第46号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第46号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐々木税務出納課長。

[佐々木隼人税務出納課長 登壇]

◎佐々木隼人税務出納課長 議案第46号、町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。上段にあります提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律により、平成30年通常国会に提出されています、生産性向上特別措置法の成立を前提とした、中小企業者等の労働生産性の向上を図るための設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されたことにともない、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でありますが、町内の中小企業者等の設備投資について最大限の支援を行う ため、固定資産税の課税標準に乗ずる特例割合を条例において「0」と定めるものであ ります。

これにより、町内の中小企業者等については、償却資産に係る固定資産税が、当初課税年度から3年間にわたって10割減額となるとともに、国の各種補助金制度における優遇措置の適用を受けることが可能となるものであります。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日については、生産 性向上特別措置法の施行の日から施行するものであります。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[佐々木隼人税務出納課長 降壇]

- ◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
 - (「なし」の声あり)
- ◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第46号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第47号 平成30年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第47号、平成30年度新得町一般会計補正予算について を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

「金田將副町長 登壇」

◎金田將副町長 議案第47号、平成30年度新得町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,994万9,000円を追加し、予算の総額 を75億1,871万2,000円とするものでございます。 10ページ歳出をお開きください。2款、総務費総務管理費、19節、負担金補助及び交付金では、丸八殖産株式会社所有の農地等購入にともなう契約に基づく補助を行うため、用地等購入事業補助金を新たに計上してございます。

11ページに移りまして、3款、民生費児童福祉費、7節、賃金では、職員の異動にともない、児童館管理運営経費に計上していた保育士賃金を新得保育所管理運営経費に組み替えるものでございます。

1 枚めくりまして、12ページをお開きください。 6 款、農林水産業費農業振興費、19 節、負担金補助及び交付金では、補助事業の内示を受けましたので、畑作構造転換事業 補助金を新たに計上してございます。

中段の農村総合整備事業費、13節、委託料では、事業採択を受けた新得地区農業水路 等長寿命化・防災減災設計業務委託料を新たに計上してございます。

下段の19節、負担金補助及び交付金では、対象となる事業が増えたことから、上佐幌 西地区草地整備事業に係る道営事業地元負担金を増額してございます。

13ページに移りまして、7款、商工費観光費、19節、負担金補助及び交付金では、町観光協会にて新たにフィルム・コミッション事業を実施することから、町観光協会補助金を増額してございます。

1枚めくりまして、14ページをお開きください。8款、土木費道路維持費、13、委託料では、作業量増加により防雪さく設置作業委託料を、栄町団地ほかの外灯を設置している電柱の移設により外灯移設委託料を、それぞれ増額および新たに計上してございます。

中段の道路新設改良費、13節、委託料では、町道新内屈足線が陥没したことにともない、道路状況を確認する必要があることから、道路ストック総点検委託料を新たに計上してございます。

下段の都市計画費、28節、繰出金では、公共下水道事業特別会計への補てん的繰出を増額してございます。

15ページに移りまして、10款、教育費図書館費では寄附を財源に、図書館用図書購入費を増額してございます。

1枚めくりまして、16ページをお開きください。14款、災害復旧費災害対応費、19節、 負担金補助及び交付金では、平成28年台風被害以降の降雨による上水道の濁水対策のた め、水道事業会計補助金を新たに計上してございます。

6ページ歳入にお戻りください。15款、道支出金、農業振興費補助金及び農村総合整備事業補助金では、畑作構造転換事業補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金の財源として、それぞれ新たに計上してございます。

7ページに移りまして、17款、寄附金教育費寄附金では、社会教育用として1件のご 寄附をいただきましたので、新たに計上してございます。

商工費寄附金では、商工観光振興用として1件のご寄附をいただきましたので、新た に計上してございます。

1枚めくりまして、8ページをお開きください。18款、繰入金では、今回の補正にともなう財源調整のため、財政調整基金繰入金を新たに計上してございます。

9ページに移りまして、20款、諸収入、還付金及び返還金では、災害復旧費の補正に ともなう財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

「金田將副町長 降壇〕

- ◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。長野議員。
- **◎長野章議員** 3点ほど歳出についてお伺いします。10ページの用地等購入事業補助金なんですけれども、ご説明いただいたんですけど、どこにどういうふうに補助するのかということが分かりませんでしたので教えていただきたいと思います。

それから13ページの商工費の観光協会補助金ですけど、フィルム・コミッション事業 とはどういう事業なのか、事業内容についてお知らせください。

それから14ページの土木費ですけど、道路ストック総点検、道路が悪くなったからその点検をすることがストックというのか分かりませんけれども、委託内容というか事業内容についてお知らせください。以上です。

- **◎菊地康雄議長** 渡辺総務課長。
- ◎渡辺裕之総務課長 お答えいたします。10ページの財産管理費の用地等購入事業補助金につきましては、丸八殖産株式会社から農地を取得したときに固定資産税相当額の分のうち、3月末をもって町に引き継ぎをしているんですけれども、その間の会社負担分と町負担分を整理しまして、会社負担分について、その分を町の方から補助金として支出するということで契約をしておりますので、その分の補助金ということで予算計上しているものでございます。
- **◎菊地康雄議長** 桑野産業課長補佐。
- ◎桑野恒雄産業課長補佐 お答えいたします。フィルム・コミッション事業ですが、N HKで来年放送される「なつぞら」のロケ支援として観光協会でフィルム・コミッション事業を立ち上げたものでございます。

事業内容としては、本年度ロケ支援というのを中心に考えております。ロケ支援ではまず観光協会に窓口を一本化で設置し、撮影候補地のあっせん、選定、撮影地の地権者や所有者とスムーズにいくように仲介やお手伝いをする。それからロケに実際に立ち会ってケータリングや食事のサービス、交通規制等のお手伝いをするということでございます。以上です。

- **◎菊地康雄議長** 初山施設課長。
- **◎初山一也施設課長** お答えいたします。道路ストック総点検委託料に関してでございますが、5月12日に屈足新内線で陥没事故がありまして、車については全然大丈夫だったんですが、その前後を空洞調査といいまして、音波でどのような、また違うところに空洞がないかという調査をするために今回補正をさせていただいてるという状況でございます。
- **◎菊地康雄議長** 長野議員。
- **◎長野章議員** 用地等購入事業補助金というのは丸八殖産が持たなければならない固定 資産税の分を町が持ってあげたということなのか、契約後は本来的にいけば町が負担で あれば出す必要はないですから、その辺がちょっと分からなかったかなというふうに思 います。

ロケ支援だということで分かりました。こういうふうに書いてあると一体何かなと思ったわけですけど、来年から始まる朝ドラの支援ということで、これはなくなればこれで終わりというとらえかたでいいのかと思います。

道路に関してはよく分かりましたので以上です。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時50分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時54分)

◎菊地康雄議長 福原産業課長補佐。

- ◎福原浩之産業課長補佐 お答えいたします。用地等購入事業補助金につきまして、丸 八殖産との契約上に基づく固定資産相当額の支援というかたちになります。以上です。
- **◎菊地康雄議長** 桑野産業課長補佐。
- ◎桑野恒雄産業課長補佐 フィルム・コミッション事業が今年度限りかということですけども、ロケ支援は今年で終わります。

その後なんですけども、現在十勝で応援推進協議会というのを立ち上げておりまして、 今回撮影する場所がかなり広く点在しておりますので、それだけでは今後利活用ができ ないということなので、その点在するものをマッピング化して例えばパンフレットに載 せて観光資源につなげる、それからそこに食をつなげる。また、スマートフォン等で対 応できるようにデータ化して活用できないかというのを今後協議して決めていくという ことでございます。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第47号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第48号 平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補 正予算

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第48号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補 正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第48号、平成30年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ216万円を追加し、予算の総額を3億3,807万3,000円とするものでございます。

7ページ歳出をお開きください。1款、事業費、15節、工事請負費では、機器の故障にともない、屈足終末処理場汚水ポンプ更新工事を新たに計上してございます。

6ページ歳入にお戻りください。5款、繰入金では、今回の財源として一般会計補て

ん的繰入を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

「金田將副町長 降壇」

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第48号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第49号 平成30年度新得町水道事業会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第49号、平成30年度新得町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

「金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第49号、平成30年度新得町水道事業会計補正予算第1号について ご説明申し上げます。

第1条平成30年度新得町水道事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。第2条では、収益的収入支出予定額について補正をするものでございます。

2ページをご覧ください。収益的収入及び支出の収入では、第4項、特別収益を新設し、濁水原水の前処理装置に係る費用として一般会計補助金を新たに計上しております。 支出では、第1款、事業費で濁水原水の前処理装置に係る燃料費、薬品費、賃借料として606万3,000円を増額し計上しております。

次の3ページから6ページにかけては、今回の補正にともなうキャッシュフロー計算書、予定貸借対照表の資料でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

「金田將副町長 降壇」

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第49号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第50号 議員派遣の件

◎菊地康雄議長 日程第14、議案第50号、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り 扱いは、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

ここで先ほどの吉川議員の質問について答弁漏れの申し出がありますのでこれを許します。渡辺総務課長。

◎渡辺裕之総務課長 先ほど答弁漏れがございましたのでお答えしたいと思います。まず、平成30年度の工事の金額がいくらかということですが、平成29年度からの繰越金額も含みまして工事に関連する調査設計も含みますが、17億9,700万円を予算として予定しております。入札に係る率ですけども、5月23日現在49.39パーセントとなってございます。

◎日程第15 意見案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第15、意見案第2号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今 定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第16 意見案第3号 ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める 意見書

◎菊地康雄議長 日程第16、意見案第3号、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今 定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第17 意見案第4号 2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

◎菊地康雄議長 日程第17、意見案第4号、2018年度北海道最低賃金改正等に関する意 見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今 定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第18 意見案第5号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

◎菊地康雄議長 日程第18、意見案第5号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今 定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第19 意見案第6号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書

◎菊地康雄議長 日程第19、意見案第6号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の 義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた 見直しを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、産業文教常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は産業文教常任委員会に付託し審査することに決しました。今 定例会の会期中に審査を願います。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月6日から6月14日までの9日間、休会することにいたしたいと 思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、6月6日から6月14日までの9日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時05分)

平成30年第2回新得町議会定例会(第2号)

平成30年6月15日(金曜日)午前10時開会

○議事日程

日程番号	議	件	番	号	議	件	名	等
					諸般の報告(第2	2号)		
1					意見案第4号「:		度北海道最 ⁶	低賃金改正等に関
2					一般質問			

○会議に付した事件

諸般の報告(第2号)

意見案第4号「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見 書」の付託替え

一般質問

○出席議員(12人)

1 番	長	野		章	議員	2	2	番	村	田		博	議員
3 番	湯	浅	佳	春	議員	4	Į.	番	佐	藤	幹	也	議員
5 番	貴	戸	愛	三	議員	6	<u> </u>	番	若	杉	政	敏	議員
7 番	湯	浅	真	希	議員	8)	番	廣	Щ	輝	男	議員
9 番	柴	田	信	昭	議員	1	0	番	吉	Ш	幸	_	議員
11番	髙	橋	浩	_	議員	1	2	番	菊	地	康	雄	議員

○欠席議員(なし)

〇地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	浜	田	正	利
教	官	首	長	武	田	芳	秋
監	查	委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

_	· 1-11 -		· 17/2 / .	, –	_	/// О / С Д (J. ,		• • • • • •	
畐	il	町			長		金	田		將
糸	絵	務		課			渡	辺	裕	之
爿	也 域	戦	略	室	長		東	Ш	恭	_
田	Ţ	民	課	Į	長		鈴	木	貞	行
仔	录 健	福	祉	課	長		坂	田	洋	_
邡	設 課			Į	長		初	Щ	<u> </u>	也
屋	Ē	業		課			石	塚	將	照
利	. 務	出	納	課	長		佐	々木	隼	人
ŶÌ	当	防		署			増	田	和	彦
產	崔 業	課	長	補	佐		福	原	浩	之
屋	崔 業	課	長	補	佐		桑	野	恒	雄
J	1 童	保育	課 :	長 補	佐		桂	田		聡
Æ	豆 5	2 3	支	所	長		中	村	吉	克
恁	ま 務	防	災	係	長		小	林	健	利
貝	才	政	俘	•	長		本	郷		潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

 学校教育課長
 佐藤博 行

 社会教育課長
 岡田徳彦

 学校教育課長補佐
 安達貴広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 岡 村 力

蔵

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長橋場めぐみ書 記 菊地 克 浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告(第2号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 意見案第4号「2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の付託替えについて

◎菊地康雄議長 意見案第4号、2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の付託 替えについてを議題といたします。

6月5日の本会議において総務厚生常任委員会に付託いたしました意見案第4号、20 18年度北海道最低賃金改正等に関する意見書については産業文教常任委員会が所管であ るため、意見案第4号については産業文教常任委員会に付託替えをしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は、産業文教常任委員会に付託替えをすることに決しました。

◎日程第2 一般質問

- ◎菊地康雄議長 日程第2、一般質問を行います。
 - 一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野章議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 一般質問のお許しをいただきましたので、私は介護保険制度の今後についてということで議論させていただきたいと思います。

通告書に書いてありますとおり、読み上げて通告にかえたいと思います。

1. 介護保険制度の今後は

厚生労働省は、65歳以上の高齢者が今後3年間で支払う介護保険料は全国平均月額5,869円と発表しました。今年3月から355円(6.4パーセント)が増え、介護保険制度が始まった2000年当初、2,911円であり2倍を超えました。

本町においても当初2,600円の保険料が、今後は5,600円と3,000円の増となっております。これまで基金を取り崩しながら保険者の負担を抑えてきましたが、今後も介護サービス利用者の増にともなう、保険料の増額が見込まれることから、どのような方策で適正な介護保険運営を進めるか考えを伺います。

次に書かれました7点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目として介護認定者の動向、要介護1から5あるいは、支援者はどのようになるのか。

- 2番目に、在宅および施設希望者の動向はどうなるのか。
- 3番目として2にともなう施設整備等をどう整備するのか、その計画はということについてお伺いしたいと思います。
 - 4つ目として本町の保険料の動向はどうなるのでしょうか。
- 5つ目として保険料の負担の限界になっていないか。未払い、滞納等の増加になっているのではないでしょうか。保険料が上がるとそういうことが考えられないのか伺いたいと思います。
- 6点目として地域間格差がより一層出てくると思いますので、全道一本の広域運営ということはなかなか難しいと思っているんですけれども、そういったことも今後考えていかないといけないのではないかということでお伺いしたいと思います。

それと、最近新聞紙上等で介護事業者の破産等がみられるんですけれども、新得がというわけではないんですけれども、入所者、介護従事者等の確保が厳しい中、本町ではどのような状況なのか、この7点についてお伺いしたいと思います。

②菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

平成12年からスタートしました介護保険制度ですが、その運営に当たっては適正化に 努めるため、介護保険法第117条に基づき、3年ごとに3年を1期とする介護保険事業 計画を策定しております。

この計画は、3年間における介護保険サービスの量を定め、介護保険事業を始めとした各種事業の実施や保険料を定めた内容となっており、この計画に基づき介護保険運営を進めていくこととしております。本年3月に平成30年から平成32年の第7期の新得町介護保険事業計画を策定し、本年4月からスタートしたところであります。

以下、議員からの7項目の質問について答弁させていただきます。

1点目の介護認定者の今後の動向でありますが、国のシステム推計によりますと、平成32年度では要介護1から要介護5までの要介護認定率は22.4パーセントとなり、平成29年度の20.1パーセントから率で約2パーセント、実数では現在の331人から74人増の405人と推計されております。

また、要介護よりも状態の軽い要支援者の動向でありますが、平成28年度から開始しております介護給付費の対象外になります総合事業への移行の影響もあり、要支援1では、平成29年度73人に対して平成32年度では46人。要支援2では、平成29年度46人に対しまして平成32年度では54人となり、減少または微増と推計されております。

次に2点目の在宅および施設希望者の動向でありますが、第7期の計画策定にともないまして実施いたしました、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によりますと、「将来、病気など手助けが必要になった場合、どのように生活していきたいですか」という問いに対して、自宅での生活を希望されたかたが36.8パーセント、施設入所を希望されたかたが33.2パーセントという結果でありました。

私ども行政側の認識は、今後の生活の希望はできるだけ自宅での生活を希望され、最後は施設を選択という傾向にありますが、この状況はそのかたの家族を含めた生活環境の変化や介護度の状況により、大きく変化するものであると考えております。

次に3点目の施設整備等についてでありますが、まず在宅、施設を問わず町民ニーズ等を的確に踏まえて整備していくことを前提に、在宅においては「忘れん塾」や「転倒予防教室」といった介護予防事業の強化や、ホームヘルプなどの介護給付サービスのほか、安心して在宅で生活することができるよう地域全体で支える体制を整備していくこととしております。

また、施設整備においても、町民ニーズのほか施設運営事業者の要望等も踏まえなが ら必要に応じて協議、検討していくこととしております。

次に保険料の動向でありますが、議員からも話されたように、平成12年からスタート した第1期の保険料は2,600円であり、第4期で一時保険料の減額がありましたが、そ れ以外は増加しており、今後においても増額するものと認識しております。

次に5点目の保険料負担の限界、滞納者の増加についてでありますが、明確な数字的な発言はできませんが、限界はあると思っております。

その上で保険料の負担については65歳以上であります、第1号被保険者で第1段階から第9段階まで所得に応じた保険料を設定しているところであります。また、保険料の滞納状況につきましては、現在、滞納者はおりませんが、今後においても滞納者の生活環境を十分に把握した上で、無理のない納入方法など適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に6点目の介護保険の広域運営の検討についてでありますが、この点につきましては、介護保険利用者の増加にともないます給付費の増大など道内自治体の共通課題となっており、今後、国民健康保険制度同様に介護保険の財政基盤の安定化を図るため、都道府県単位による広域化を推進し、効果的な財政運営を図ることを北海道町村会からも国に要望しているところです。

次に7点目の介護運営事業所の本町の経営状況等についてでありますが、本年3月31日現在、社会福祉法人厚生協会が運営する特別養護老人ホーム新得やすらぎ荘50床、地域密着型20床、養護老人ホームひまわり荘50床ともに満床であり、経営状況については安定していると推察しております。

しかし、介護従事者においても配置基準を満たしている状況でありますが、産休など 代替の介護職員の確保が厳しい状況にあるようであります。

次に社会福祉法人輔心会が運営する、ひろねですが、29床は現在、20名の入所で9床の空きがある状況であり、運営面が厳しいという話を伺っているところであります。

なお、介護従事者においては、現在の入所人数における配置基準は満たしている状況 であります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。

ほとんど私が申したことは答えていただけたかと思います。もう少し付け加えさせていただきたいと思うんですが、介護保険の今後なんですけど、今まで以上にたいへんな 状況が考えられるんじゃないかというふうに思っております。

本町の場合、今回5,975円となるところを基金2,700万円を入れることにより5,600円と軽減したわけですけど、基金にも限度があり、今後の介護保険制度を考えた場合には、現在国が25パーセントたぶん持ってると思うんですけど、それらについても増の負担を要望していくというようなことが必要になってくるんじゃないかと。さきほど北海道町

村会を通じて国にもいろんなことを要望しているみたいですから、1町村だけではなかなかならないかというふうには思いますが、そういう取り組みが必要でないかというふうに思います。

もう一つ基金制度ですが、これについても国が認めた上で国の手当をもらいながら基金運用をしていくということが、制度化になるか分かりませんが、そういった要望も必要でないかというふうに思うんです。国もそのいっぺんに増額というのはなかなか難しいのかなとは思いますので、そういった基金運用を通じてそういったかたちで負担してもらうということが必要かと思いますので、この辺は私の考えですからそのようになるかどうかというのは難しいところがあるかというふうに思っております。

国は消費税を10パーセントにして社会保障の財源とする考えのようでありますけども、消費税は低所得者、高齢者の負担が重く、逆進性というか消費税を上げることによってそういうことが考えられるんで、反対の声もかなりあると思うんです。ではどうするのかということになろうかと思いますけど、消費税の引上げを再度見送ることになると、どうしても社会保障費の抑制につながるというか、抑制しなければ国の財政がもたないということが懸念されます。

すべてを消費税で賄うことは不可能というか、そういうことは国はないというふうに 私は伺っているんですけれども、やはり消費税と他の税金を入れていきながら社会保障 費をみていくということを考えていかないといけないと思います。今10パーセントにし たからすぐそれが社会保障費が解決するということにはならないと思いますので、この 辺の考えかたによるわけですけど、運動としてやっていかなければならないんではない かと思いますので、この辺は町長に伺っても即答はできないと思いますので、ぜひ町村 会あたりで議論していただけたらと思います。

消費税の話に戻るわけですけれども、増税を延期すると4,500億円が不足するという 報道がされて、社会保障費に影響してくるのではないかと思います。

新得の介護保険の状況をお伺いしたんですが、2014年度では160万人が要介護という中で訪問介護、通所介護が保険給付から外されたというか、町村に任されて介護予防等日常生活支援総合事業というか、そういったもので対応してるわけですけども、町村にはかなりの負担だと思うんです。ですから何らかの手当をしていると国はいうのかもしれませんけど、町村にとっては相当負担が大きいのかと思いますので、日常生活支援総合事業というかたちでやっているわけですが、そういった中で今後も続けられるのかということもひとつの課題なのかなというふうに思っております。

特別養護老人ホームの入所資格要件は要介護が3以上ですから、そこに待機者が12万1,688人というのが出されてますけど、要介護1、2の認定者は17万7,000人もいるんです。そういった中で国はどういうふうに考えていくのかということがなかなか見えてこないのかなというふうに思っております。

新得町的にどうなのかということで2点ほどお伺いしたいんですけれども、要介護1、2の認定者がどれくらいいるのか。要介護1、2でも重い認知症だとか、さきほど町長の答弁にありましたように特例入所が認められていると思うんですけど、そういった人たちが本町におられるのかということをお伺いしたいと思います。

介護サービスを受ける対象者がどんどん増えていくと考えられます。さきほど町長の答弁にもありましたが、基本は自宅で過ごしたい、だけども最後はやっぱり施設というふうになるわけですけど、私たちが年齢がいってもそういうふうになるのかなというか、

1人でいられるあいだはいて、それが困難になったらやっぱり施設にお世話にならないといけないのかなというふうに思いますので、今後もやはり施設整備というのは行わないとならないのか、現在の施設で賄っていくのかということも今後の介護保険の動向につながるのかなと思います。

いずれにしても利用者は必然的に増えていくのかなと思いますので、そうすると保険料の負担が増えるような中で、なかなか保険料が払えないというようなかたも出てくるのかなと。そういったかたばかりではないかもしれませんが、懸念されますので、総合的な対策をどのように考えているのかお伺いをしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず必要なサービスを低下させないで、給付費の抑制をして負担を上げない方法、これを今保健福祉課が中心となって今も頑張っているというふうに思っておりまして、この頑張りをぜひこれからも継続して努力をしていきたいと思っておりますし、逆に要介護状態のかたたちもそうならないように努力していただくという、本当に一般論になってしまいますが、それがまず1つかなと思っております。

その上で当面できるのは広域化というのは必要だと思っておりますので、今まで以上 に声を大きくしていきたいと思っております。

それから長野議員、負担区分の変更の話もありました。私も機会があるごとに消費税の問題の中で十分な財源充当について、これは介護だけじゃなく国保もそうなんですが、きちんと社会保障というものを念頭に置いた中で対応していただきたいというのがこの間発言をしているところであります。

それから具体的に基金の話がありました。今の介護保険制度というのは3年間に必要な給付費を3年間のあいだで負担をしようという制度でありまして、たまたま過去の中で積算が結果として良い方向に出て、あまったといったら変な言い方ですけれども、それの積立てをしてきている状況にあると。議員から話したとおり現実の問題として厳しいのははっきりしています。その上で積み増しをする方法論と、誰がこの必要な財源を負担するのかというのがどうしても出てきますので、その辺、制度の上から当然われわれも勉強していかなければいけないと思っていますので、ちょっと時間をいただきたいと思ってます。なんとかしたいなという思いはあります。

それから国に対する働きかけですけど、消費税も含めて機会があればこれからも努力 していきたいと思っております。

人数と施設の問題については担当課から答弁させていただきたいと思っております。

◎菊地康雄議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。議員から話のありました要介護1と要介護2の具体的な状況なんですが、さきほど町長から答弁がありました国の推計のシステムによりますと、要介護1については平成29年度で122名おります。このかたがたが平成32年度には142名ということで20名増加する見込みを立てております。また、要介護2については平成29年度で63名の状況から平成32年度に45名ということで18名の減というような見込みを立てております。これはあくまでも国の推計システムによりまして算出されてきますので、3年後このとおりいくかどうかというのは見えないというような状況となっております。

それからもう1点、特例入所についてでございますが、いわゆる特別養護老人ホーム

の入所対象者の基準が要介護3以上が原則ですが、認知症状が悪化しているかたとか、 または高齢者の虐待を受けている等の理由によって要介護3以上でなくても特例的に入 所することができる制度で、平成30年4月1日現在で要介護2のかたが1名入所されて いる状況でございます。以上でございます。

- **◎菊地康雄議長** 長野議員。
- ◎長野章議員 数字的な話を伺いまして今後減っていくのかなと思うんですけど、これはあくまでも推計ですからよく分かりませんけども、私はだんだん増えていくような気もしないわけではないんですけど、そういう状況かと思います。今回これから3年後についてですけど、その後が心配ということで一般質問させていただいたので、今後3年間をみながら次の3年間の計画をきちっと組んでいただければなということで要望しながら私の質問を終わりたいと思います。

ぜひ国に対して町長の方から要望していただいて、介護保険の将来が明るいものになるように努力していただければなというふうに思います。以上で終わります。

- **②菊地康雄議長** 浜田町長。
- **◎浜田正利町長** 介護保険制度、本当に町をつくってきた先輩がたばかりでありまして、 そういったかたちの終の住み処も含めて努力していかなければならないと思っておりま して、財源問題はこれからも努力していくということしか発言できませんけども、あわ せてお金の問題もあるんですけど、それを支える人材についてもこれから努力していき たいと思っております。以上であります。

「長野章議員 降壇」

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 それでは、私からは通告いたしました随意契約のありかたについてお 伺いしてまいりたいと思います。

1. 随意契約のありかたについて

地方公共団体等が公共事業や物品調達等において競争によらず、任意に特定の相手方を選択して契約ができるのが、随意契約でございます。

本町におきましては、新得町財務規則第3節において随意契約の規定がございます。 その中の1つでは、なるべく2人以上のものから見積りを取らなければならないとされています。

平成27年度から始まりました、狩勝高原園地内の鉄道プログラムの業務委託において、 平成27年度、平成28年度と高齢者就労の場でもあります狩勝寿事業団さんに委託をされ ておりました。しかし、平成29年度には新しいできたばかりの違う会社に高い価格で委 託されております。このときは見積りを取るなどはされておらず、理由の説明もなかっ たと伺っております。

このような例もみられますが、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目に各課で行われる随意契約でございますが、誰がどのように業者選定をされているのでしょうか。

2点目、随意契約における情報公開の現状は。

最後に本町における狩勝寿事業団の役割と今後の方向性をお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

「浜田正利町長 登壇」

◎浜田正利町長 湯浅真希議員のご質問にお答えいたします。

随意契約のありかたについてでありますが、町が実施をしています契約の基本的な考えについて、ご説明させていただきます。

地方自治法の規定により、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、その上で次に出てくるのが指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法によって締結するものとされており、これにより契約の公正に努めているところであります。

具体的なご質問の1点目でございます。随意契約による業者選定につきましては、事業を実施する所管課において、町の財務規則の規定により、見積り合わせに参加いただく業者を選定し、予定価格の設定や見積書を徴収しているところであります。

2点目の随意契約によります情報公開の現状につきましては、特に結果の公開はして おりませんが、随意契約に限らず公開が求められた場合は、情報公開条例に基づいて公 開することとしております。

3点目の狩勝寿事業団の役割と今後の方向性についてでありますが、狩勝寿事業団は昭和53年に、お年寄りの生きがい対策として働く場所を作ってほしいとの強い要望が住民より出されたことを発端に、高齢者の仲間が自主運営を主体とした生きがいの場を目指す組織として設立されたところでございます。

その具体的な役割として、それぞれのライフスタイルに合わせた仕事に従事するなど、 それぞれのかたが健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上、および活 性化に貢献することとしておりますことから、今後も、本町においてはますます重要な 団体であると認識しているところであります。以上であります。

「浜田正利町長 降壇」

◎菊地康雄議長 湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 例にあげさせていただいた狩勝高原園地の件でございますけれども、狩勝公園園地魅力発信事業として町で補助金を出して、実行委員会が事業を行っていると。そのサポートを観光協会がされているというかたちのようでございますけれども、観光協会等は任意団体のため、行政と同じ随意契約をあてはめるのはなかなか難しいということを事前に伺っておりました。しかし、この実行委員会が行った事業経過報告書には専任理事、事務局長、事務局次長、事務局、これらの欄に当時の産業課の職員のかたがたの判というものも押されております。この報告書を町民から見たときにどう見えるのかということだと思うんです。

観光協会の運営というのは補助金、みなさんの税金が8割から9割を運営に使っております。このような現状で任意団体がとか、実行委員会がというふうに言われたのは、 私自身は違和感を感じたということは一言申し添えておきます。

高齢者就労の場でもあります、寿事業団さんも、たいへん苦労しながら頑張っていると聞いています。生きがいづくりであったり、少ない年金の足しにしたりといろいろな環境のかたがいらっしゃると伺っております。これは事業者の甘えになるかもしれませんけど、続けて委託されていたものですから人を用意して待っていたのかもしれません。事業内容の変更があった等の理由があれば、見積りを取るなどしても良かったのではないかというふうに思います。行政側から見た任意団体だからというのも確かなんですけれども、では一方で町民から見たらどのように写るのか、そういったことも契約という場においては十分意識しながら進めていく必要があったのかというふうに思います。

今後、補助団体や任意団体等においても、すべてとは申しませんけれども、一定の補助額等に応じて町の財務規則に準ずるようなものを適用してはいかがかと思いますが、 どのようにお考えになりますでしょうか。

本町においては随意契約は財務規則で2ページくらいでしょうか、示されておりますけれども、さまざまな地方自治体では10ページ以上あるような詳細なガイドラインを定めているところも多くなってきています。さきほどご答弁いただきましたが、随意契約において情報の公表というのはされておりません。もちろんすべて公表していては事務が繁雑になりすぎますので、すべてを求めるものではありません。しかし、少額であっても契約というものに関しては税金を使う以上、説明責任もともなうわけですから、職員によってばらつきが出るということがないように、統一的、総合的な指針になるようなものを本町でも作っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

最後ですけれども、今回、寿事業団さんを例にあげさせていただきましたけれども、 さきほど町長からご答弁いただいた中にもありました、高齢者の健康で生きがいのある 生活の実現と、地域社会の福祉の向上、活性化に貢献するという観点からも今後ますま す重要になってくるとのことです。高齢者の就労の場や、障がい者の就労の場というの はたいへん重要であり、福祉のまち新得においては政策的契約も考えられるであろうと 思います。実際、新得町障がい者就労施設等優先調達方針も制定されております。

こういった福祉向上等の観点から、一定の政策目的のための契約についてもあわせて 指針になるようなものに載せていく必要があるかと思います。そして、その際の透明性 の確保も同時にお考えいただきたいと思いますが、どのようにお考えになりますでしょ うか。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず基本的な考えかたの方からいきます。どんな団体であろうと、われわれも当然でありますけど、公費というものを執行する以上、不信を招かないような対応をしなければいけないのは当然、当たり前だと思っております。そういった中で、議員の方からそういう発言があるということを重く受け止めております。それを踏まえた上で答弁させていただきたいと思いますけど、金額の多少に関わらず、団体の予算が適正に執行されているか、これはこれからも徹底させていきたいと思っております。ただ団体の予算規模の中で、町の補助金を占める割合によってはちょっと対応が違う場合も出てくるかもしれませんけども、ここら辺についても透明性の高いきちんとした執行ができるようにやっていきたいというふうに思っております。

その上で、現在、所管課が補助団体の事務事業を毎年監査する、自己監査を実施しております。しかしその自己監査の中で指摘のあった契約については十分になされていないということで、あらためて自己監査というものを徹底させ、また総務課が特別監査というものを実施しておりますので、ここら辺についても十分、誤解を招かないような対応が取れるように望んでいきたいと思っております。

次にガイドラインの問題です。現在も法律や町の財務規則で定めております。しかし、結果としてそれが職員に十分理解されない中で取り扱っていることによって、契約事務全般について各課でばらつきがあるとすれば、これはやはりきちんとしたことができるように、ガイドラインというものを徹底していかなければならないと認識しておりますので、その辺も十分内部で検討させていただきたいと思います。

次に高齢者、これは障がいのあるかたも含めるということになるかもしれませんけど、

やはり特別な状態という中で、どう生きがいも含めて就労というものを支援していくかということは、やはり必要な部分かと思っています。しかし反面、株式会社を含めてそれぞれの会社の中で高齢者のかたを雇用されている会社も現実にあります。それらの住み分けがきちんとできるような対応が今まで以上に配慮できるかどうかも含めて、内部で検討していきたいと思っております。いずれにしても疑念を持たれるような執行という発言がありました。あらためてそういうことのないように徹底していきたいと思っております。以上であります。

- **◎菊地康雄議長** 湯浅真希議員。
- ◎湯浅真希議員 今回このことに当たりまして、いろいろなところの随意契約のガイドラインを拝見しました。共通するところは公平性、公正性、透明性、経済性これらを確保すること、さらに職員の恣意で契約されることがないということです。これはどの自治体も共通するところであります。本町の条例や方針、そして経済性と透明性、こういったバランスを取りながら契約は行われていると思います。この契約における説明責任をこれからも果たしながら、円滑に職員が業務に当たれるように本町においても標準的な解釈や指針を示しながら、いま一度規則の確認と徹底というものをお願いしたいと思います。私からは以上です。
- **◎菊地康雄議長** 浜田町長。
- ◎浜田正利町長 同じような答弁になってしまうかもしれませんけども、やはり不信を抱かせるような、そういう行政事務を含めて団体事務というのはあってはらならないと思っておりますので、そういったことがないようにわれわれ職員、そして各団体ともきちんと協議をしながら、今後も適正に執行ができるように努力をしていきたいと思います。以上であります。

[湯浅真希議員 降壇]

◎菊地康雄議長 5番、貴戸愛三議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 それでは、通告にしたがいまして1項目、質問をさせていただきます。

1. 駅前再整備準備委員会設立を

先般、商工会により新得町、経済産業省補助事業による成果品の説明が、町・町議会 に行われました。3つのエリア、何種類かのパターンで構成されておりました。

駅前再整備は浜田町長4選目の公約に明確に記せられていた事案であります。駅前再整備が持ち上がって5年以上経過するわけであり、今後は具体的な検討に入るべきと考えます。

これからの町中心部のありかた、コンパクトシティに対する取り組み、町民のみなさんの利便性、地元商工業者の活性化、今後も増加するであろうインバウンドを含めた観光客対応、こうしたことを考えた上で、町、商工会、商工業者、地権者、JR北海道を含めた準備委員会設立が必要と考えます。町長の考えをお伺いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

「浜田正利町長 登壇」

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えいたします。

駅前再整備については平成25年度から、基本構想の策定に向け、行政内部や商工会を はじめとする関係機関、民間コンサルティング会社に参画いただいた駅前広場再整備基 本構想策定会議により、検討を開始したところであります。

また、平成27年度には、法政大学デザイン工学研究科の大学院生による構想の提案を受けて、町として関係機関に1つの案として提示をし、その後、平成28年5月からは商工会で「まちづくり事業部」を新設して検討を進めており、駅前再整備に対する町民のみなさんがたおよび商工会会員の意見交換が数回開催されてきたところであります。

昨年度においては、経済産業省の自立促進調査事業補助金を活用して、駅周辺に必要な機能やサービスなどの町民ニーズ調査や消費動向、通行量調査などを実施し、本年5月24日に報告があった次第であります。

今後の取り組みでありますが、町からの再整備構想案と、商工会からの報告書を受けて中身を精査すべく、商工会と庁舎内関係課の事務レベルで、まずは課題の洗い出しを早急に行い、駅前の賑わいの創出に向け、ひとつひとつ課題をクリアして実現可能な整備に結びつけていきたいというふうに考えております。以上であります。

「浜田正利町長 降壇」

◎菊地康雄議長 貴戸議員。

●貴戸愛三議員 行政と商工会でこれから問題点を洗い出してうんぬんとなっていますけど、もう5年たっているんです。浜田町長の公約にあるわけでありますから、浜田町長4選目、残り3年ということであります。おそらく3年でこの駅前再整備がかたちになることはないと思います。ということは、少なくとも3年間のあいだに駅前の再整備のありかた、事業の進めかた、それをきっちり使わないとそのあと誰が町長をやるか分かりませんが、そのときにはこのかたちの中で新得町の駅前の再整備をやるんだというものを明確に示す責任があると、私は思っています。

超短期でこれをやるということはあり得ないと思ってます。そうすると、どこかの省庁の補助金の申請を掛けてやると。もちろんそのもの自体を申請するにしても何にしても時間が掛かるわけでありますけど、それが経済産業省なのか、国交省なのかはたまた総務省なのか、いろいろあると思いますが、ただいまの段階で一番使いやすい、提出しやすいのは地方創生事業の中にある部分だと思っております。

これは内閣府地方創生の事務局があって、そこが取りまとめをしています。事業規模でいくと国の支出がだいたい年間1千億円とか1千500億円規模の事業をしている。たぶん2分の1補助ですから、事業額でいくと2千億円という数字が出てきていますから、半分補助なんだと思います。

もし地方創生事業というものに対して入っていくとすれば、この検討委員会というのを例えば、商工会、町、地元地域住民、それからコンサルタント、事業者とかそういったものを含めて計画を作って、提出するのは町という流れになります。

要するに今の段階ではもう問題点をうんぬんするという状況じゃなくて、具体的な画をそれぞれのところから聞いて描いていくべきだと思っています。

この駅前を再整備するにあたって、新得町という町は実を言うと用地を取得するに当たって、空いている土地、取得しやすい土地については取得してきたんですが、そこで営業しているとか、人が住んでいる、といった部分に対しての移転の補償とか営業補償といった部分についてはほとんど経験がない。タブーというわけではないと思うんですけど、やってきてない。だけどそういった議論を除外せずに、この計画を作っていかないと、ちゃんとした駅前、町中の活性化というのはできないと思っているんです。

まず準備会を作る。そしてその検討の中では、移転補償とか営業補償を除外しない、

この部分が必要なんだろうと思っております。

3日ほど前に網走管内の遠軽町がとんでもない都市再生事業、これも内閣府の地方創生事業の中にあるんですけど、それを出した。7つの基幹事業と4つの提案事業、総額で51億円というのを役場庁舎内の若手職員が考え出して、これから具体的なパブリックコメントとかをやるようですけど、町民センターを中心として町の活性化を図るという事業計画を出したんです。若手もたいしたものだと私は思ったんですが、要するに内閣府の創生事業を取り入れて事業計画が5年以内というしばりがある中で進めていく。

この創生事業がいつまで続くか分かりませんけど、年次は忘れましたが確か2025年だったと思いますけど、今、内閣府は2025年までに地方に6万人の雇用を作り出すとしています。ということはまだまだ続くだろう。そうすると今年から計画を作って申請を掛けていけば、このふるさと創生事業というのはあると思うんで、それをうまく使ってやれないのかどうか。

長々話して申し訳ない、ぜひまず検討会を町と商工会だけじゃなくて、地元の商工業者とか地権者とかJR北海道も入らなかったらたぶんできない。これをまず設立すること、その上で駅の周辺の用地を買収するうんぬんというときに、移転補償とか営業補償というのを除外しないでテーブルに載せるというという気があるかないか、答えづらかったらいいんですけど、お聞きしたいと思います。

- **◎菊地康雄議長** 浜田町長。
- **◎浜田正利町長** 答弁はさっきと同じで、とりあえずやはり今は事務的にきちんと整理 しないと次に進められないというふうに思っております。

その上で駅前再整備、行政の最初のスタートというのは町有地、そしてその次商工会 さんはいろいろ拡大をされてきた。これはこれで、それぞれのものさしの中で実施をし てきております。結果出されたものが事務的に整理していって次にどうなっていくか。

その結果、やはり貴戸議員の言われるように関係する人たち全員そろわないと私もできないと思っております。しかし、その関係する人たち全員そろうにしてもきちんとした合意形成を含めた、こういう姿かたちを詰めていかないと現実は厳しいというのも肌で感じているところでありますので、順序としては同じ答弁となりますけれども、まずきちんと課題を整理させていただいて、その後状況をみて貴戸議員からの提案があった方にも進んでいくというふうに思っております。

それから地方創生事業と財源対策、これも本当に大切なことでありますので、どの時点でどの事業がどういうふうにマッチするのか、これは事務的な問題も含めて対応していかなければならないと思っております。

次に用地取得、これは場合によっては必要だと思っております。その次に移転補償も出てくると思っております。しかし、やはりやる以上は公共性というのが当然出てこないと住民の合意形成というのは私は難しいと思っておりますので、ぜひ目指すべき姿をきちんとみなさんと一緒になって合意形成した上で、必要な対応をしていくと、そういう手順になろうかなというふうに思っております。以上であります。

- **◎菊地康雄議長** 貴戸議員。
- **◎貴戸愛三議員** 駅前再整備の話なんですけど、実は地方創生事業の中には中心市街地 共同住宅供給事業というのも同じところにあるんですね。ですから、地域まちなか商業 活性化支援事業と中心市街地共同住宅供給事業、同じプロジェクトの中に入っている。

ということは駅前だけじゃなくて、町が将来コンパクトシティを目指すために用地取

得をした市場の跡地とか越中屋さんの跡、あと個人の所有地も含めた中で計画を作ることも可能になっているわけです。そういった部分も含めてこれからのまちづくりを考えていく。ただコンパクトシティが良いとは言わないですけど、やっぱり町中に人に住んでもらう、そして町中に住んだ人がやっぱり町中の方が便利だと、そう思われる市街地形成をする。その核になるのは駅だろうと思うんです。だから駅の再整備をやるときに間違ってもただスーパーの移転の話で終わってしまったような、そういう議論はしないでいただきたい。

やっぱり今インバウンドの話もあります。これからの時期になったらJRの駅からキャリーバッグをひいて公民館までみんな歩いて行く、この路線をなんとか駅前に通せないかという話も出てくる。そのときに帯広から旭川まで3時間58分、この2分間でなんとか、1人運転手を持っているわけですから、こっちに入ってロータリーに回ってしまうとそれを超えてしまうという恐れがあるからなかなか線形を変えられない。

だけど、もし整備の中でバスがまっすぐきて横付けできるエリアを作って、そのまままっすぐ走っていけるようなことになれば、まず国道を走るのとたいして時間は変わらないと思うんです。

そういったものも含めてこれからの駅周辺の整備を考えなくちゃいけない。それでこの事業をやっていく中で当然、行政の負担、町の負担が出ます。出るけれども、その事業に参加する、例えば商工業者も自己負担というのは発生してくるわけですから、それに国の補助があるということでありますから、実際に町に掛かる事業費の負担分というのはぐっと低くなってくるというのは想定できる。

なおかつ、町が負担する部分については財政の問題なりますけど、過疎債を使うことが可能なのかどうなのかも含めてそういった具体的な議論を進めていくべきではないかと思っているんで、行政と商工会で問題点を洗い直してうんぬんもいいですけど、とりあえずはやっぱり地元の人たちを含めたかたちの中で設立しないと前に進んでいかない気がしてしまうんです。

間違ってもスーパーの移転の話で終わらないように要望します。以上です。

- **◎菊地康雄議長** 浜田町長。
- ◎浜田正利町長 要望は受けました。その上でやはり、動かないものをどう動かすかということもわれわれの役割だと思っておりますので、その辺、貴戸議員からの提案も含めてきちんと対応をしていきたいと思います。以上であります。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時00分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時10分)

「廣山輝男議員 登壇」

- ◎菊地康雄議長 8番、廣山輝男議員。
- **◎廣山輝男議員** 私から2項目にわたって質問させていただきます。
 - 1. 浜田町政公約を踏まえる第8期総合計画と「総合戦略」の「成果指標」はこんにち、計画的に第8期総合計画を樹立して一定の展望を持って「人が集い賑わい

と笑顔が広がり、未来につながるまちづくり」が平成28年度から平成37年度間の計画で 実行、すでに2年経過しています。

一方で「総合戦略」は平成27年から平成31年度の5年計画で実践中です。いずれにしても、町民の生命の尊厳を基盤とした行動規範、町の憲法である「新得町民憲章」を具現化したものと受け止めています。

「総合戦略」についても人口減少に歯止めを掛けるとともに、国民一人一人が夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会と、多様な就労の機会の創出等々を取り組むことになっております。

特に「成果指標」については、「総合計画」と「総合戦略」が広い意味では「町づくり計画」と思います。したがって、自治体の政策は、浜田町長の公約も組み入れた政策・目標等を1つのものとして評価すべきと思います。また、進ちょく状況「PDCA」(計画、実行、評価、改善)「KPI」(業績評価指標)など同じような実行評価が設定されています。

以下の1点について伺います。「浜田町政公約」を踏まえた総合計画「成果指標」の 現時点の評価は。それから、今後「総合戦略」と一致させた「成果指標」をまとめて検 討してはどうかということについて伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

本町の最上位計画であり、まちづくりの基本となる第8期総合計画は、平成27年度に 策定し平成28年度から10か年の基本構想と基本計画、5年間の実施計画に基づき取り組 みを進めているところであります。

計画の取り進めに当たっては、協働、保健福祉、教育・文化、産業、生活環境の5分野について基本計画で定めた101の施策の成果指標について、平成37年度の目標達成に向けて各年度に設定した指標の達成状況を評価しているところであります。

評価作業は、町民アンケート結果や各担当の評価を基に町づくり推進協議会各部会での協議をへて総会で承認を得ているところであります。

平成29年度の各施策の評価は、「順調に進んでいる」、あるいは「おおむね進んでいる」という評価が7割、残り3割が「進ちょくが遅れている」、または「現時点では評価が困難」という結果となっております。

また、総合戦略は人口減少対策に重点を置いた計画であり、総合計画に掲げる施策の中から人口減少対策につながるものを計画へ盛り込んだ上で、重要業績評価指標を設定しており、評価作業については、総合計画と同様に町づくり推進協議会各部会の協議をへて、総合戦略策定会議で承認を得ているところであります。

なお、両計画とも計画、実行、評価、改善のPDCAサイクル方式により必要があれば改善することで取り組んでいるところであります。

具体的に質問のありました部分でありますけど、総合計画と総合戦略の基本的な考えかたは整合し連動することから今後も現行どおり取り組みを進めてまいりますが、総合計画の見直しの際に総合戦略の指標でなじむものがあれば、成果指標を一致させることができるか検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 廣山議員。

◎廣山輝男議員 ご回答いただきました。率直に私もまだ理解できてないところがあります。

かいつまんで申し上げると、私の問題提起は、町民の方から素直に感じるのは総合計画も総合戦略も、あるいは町長の公約も同じ指標は出せないのですか、ということです。 単純にですよ。もちろん、中身は私たちも多少、総合計画においても総合戦略においても、町長の公約についてもしっかり受け止めてるつもりであります。しかしながら、今までのご回答からすれば、総合計画については生活指標ということで、さきほどもご回答があったように、ほぼ進んでる、あるいはできてないものというふうに単純に整理できます。

一方で、総合戦略については人口ビジョンも具体的に、1つの例ですが、移住者数5年間で目標25人にしましょうという計画があって、今のところ平成27年に2人、平成28年に6人。平成29年は分かりませんが、あるいは転入者について5年間で目標50人増やそう、ということで平成27年は33人に減りましたけど、平成28年は70人に増えています。という、業績等については明らかにされてくるわけです。部分的には私も分かっています。しかし、総合計画そのものをそういうかたちでできないのか、加えてたまたま総合戦略は総合計画の1年前にできていますし、それから総合計画ができたあとに、町長が4選目に出馬されて一定の公約というのも明らかにされました。

したがって、今の段階では総合戦略で評価された、一方では総合計画でも一定の指標を出しているということからすると、町長公約はどのように受け止めたら良いのか。総合計画とまったく同じみたいな方針がたくさんありますから、それはそれで受け止めて良いのかと思うんですけど、いち町民サイドに立ってみると、町長も4年間これだけやりますということも言っているし、総合計画は10年、あるいは総合戦略は5年ということですから、おのおの年数だけが違って、政策的にはそんなに変わってないとするならば、1つの指標でも良いのかなというふうに、こちらは勝手に、あるいは町民サイドに立ってみれば、ないわけではないんです。そういった意味で今回私は問題提起させていただきました。

なぜそんなことをいうかといいますと、今日も貴戸議員からの具体的な課題があります。私も例えば狩勝高原の問題もあり、インターチェンジの問題もあり、町長の公約の中にもあるように、今のさまざまな情勢の中で進んでいるもの、進んでいないもの、あるいはこの4年間でできるのかできないのか、いろんな議論があるかもしれませんが、そういった意味では指標を持って、今後のひとつの見方もわれわれも、あるいは町の努力姿勢も求めていかなければならないのかなという感じもしないわけではありません。

そういった意味で今回の指標について一定の、まとめることはできないのかということについて、町長の公約の1つとしてぜひ明らかにしてもらいたいと思っているところです。よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。いろんなやろうとする事項があって、そのやろうとすることがどういうふうに動いていて、その結果、今年1年どういう結果を評価するか、それを1つの中で全体ができないかということだと思っているんですけれども、担当課の方でも悩んでおります。

いずれにしても事務的な部分での整理の仕方と、私自身の姿勢も含めた、場合によっては考えかたも、もしかしたらあるかもしれないんですけど、もう少し事務的に内部で

われわれも廣山議員からの話を十分理解をした上で、どんなことが今後できるのか、あらためて悩んでいきたいというのが、今回の最後の、インパクトが足りないのかもしれませんけど、成果指標を一致させることができるか検討していきたいというところにつながるんですけれども、いずれにしても町民のみなさんから見た行政のいろんな計画、実行、評価というのはもう少し分かりやすくしていく必要もあるかと思っておりますので、その辺も考えながら対応していきたいと思います。

◎菊地康雄議長 廣山議員。

○廣山輝男議員 私の言うことによってそれぞれの業務が増えるということがないとはいえません。ただ、自分たちのやっている仕事はある面では専門的な分野としてやるわけですから、それなりの評価は10年間でやるとしたらどうなんだということくらいは機械的にやっていけば見えてくるわけです。

問題は、総合的に町長はすべての業務をトータルしてみてどうなのかということをちゃんと最高責任者として明らかにしていく必要があるだろう。そしてそれはイコール町民が「うちの町長はよくやっている、こういう計画もやっぱり必要なんだ、それでは次の機会にはこういうふうに新しく発展するのかな」みたいなことも含めて、町の1つの大きな指標というのは見えてくるし、アンケートでもよくいわれるんですけど「新得町に住んで良かった」と、これも増えてきてます、確かに。今後も住みたいということも含めると。そういうところにもつないでいって、それは逆に町の活性化につながっていくだろうと、これは私の勝手な認識も一方では持っているわけで、ぜひそういった面でもお願いしたいと思います。

最後に私の勝手な発想もあったんですけど、一応町長の公約も、あるいは総合計画も そうなんですけど、町民憲章を基にしながらさまざまな計画を立てられているんですけ ども、最近例えば連合町内の総会等、屈足もそうなんですけど町民憲章を唱和すること から始めていることがたいへん多くなっておりまして、私はこれは大賛成であります。

つまり、新得町の方針はこういうことなんだと、お年寄りから、子供のことまでまだ 考えられないけど、お子様はこうあるべきだとかいうようなことまで全部網羅されてい る憲章です。そういった意味で広く定着させていく必要があるということも私は理解し ております。

問題提起としては、勝手な私の発想ですが、学校教育でこれを取り上げるということはできないのか、学校に迷惑を掛ける必要はないと言われればそれまでですけど、そういったことまでできないのか。

一方もう1つですね、憲章ということになるとその上にある日本国憲法の関係もあります。町長もご存じのとおり私たちもそういう擁護義務が課せられております。最近のマスコミの情報によると、町長も反対集会に出られたという報告も聞いております。そういった姿勢等も問われですね、町民憲章をさらに広めていくという意味で最後にお答えいただければありがたいと思います。

②菊地康雄議長 浜田町長。

○浜田正利町長 町民憲章、町の憲法という位置づけで、ご承知のとおり昭和48年から施行されておりまして、議員から話があったとおり総合計画の基本構想にもうたっているものであります。

地道な取り組みですけれども、目指すべき町づくりの姿という意味で団体も含めて取り組んでいただいておりまして、私の立場、教育も統括しておりますけれども教育内容

については、逃げるわけではありませんけれども教育長の専権事項ということでこの間 対応してきておりますので、教育委員会の内部で議員の話を含めて十分議論をいただい た上で現場の合意をいただいた中で、入れられるものがあれば私もやっていただければ と思っております。

それから今憲法の話がありました。憲法、昭和21年に交付して昭和22年の5月に施行されております。前文から補足を含めて103条からなっているわけでありまして、象徴天皇、戦争放棄、いろいろ項目があります。

その中で今の発言の意味がいまいち分からなかったんですけれども、私だけの問題でなく、トップの立ち位置というのがあると思ってます。私の立場というのは憲法も含めて法にしたがって町民の生活を支えるというのが私の仕事であります。しかし、世の中反対のかたもいるし、賛成の人もいるし、無関心の人もおります。そういう状況を、どういう状況なのか知らなければならない立場だというふうに思っておりまして、そういった中で物事を判断するひとつとしていろんなところに顔を出します。そのことだけを持ってして、批判もあるのかもしれませんけれども、法を守るという意味では護憲派かもしれません。しかし、現状で本当に良いのかという意味では改憲派かもしれません。

いずれにしても、いろんな立場の立ち位置の人たちといろんなことを見聞きしながら、 今の状況の中でどういう姿が一番良いのか、そういう判断をするためにいろんなところ に顔を出すということで、あえて自分の行動について話をさせていただくとともに、そ の上でもう一つ公序良俗に反しないというのが当然の前提でありますので、そういうこ とも含めてこれからもいろんなところに顔を出していきたいと思います。以上でありま す。

- **②菊地康雄議長** 廣山議員。
- **◎廣山輝男議員** 町民のみなさんの誤解のないような対応も、もちろん私たちも99条で 擁護義務もありますから、そこはしっかり守りながら今後もやっていかなければならな いと思います。

2. 新得町観光振興策の具体的な取り組み強化を

新得町の観光振興策の基本方針を踏まえつつ、具体的な対応について3点ほど伺います。

昨年の台風被災で、トムラウシ方面も含め国有林を中心に林道の不通個所が多く、観光客の「なんとか通れるようにしてほしい」という要請も強くなっていますが、そういった面での行政の認識を1点伺っておきたい。不通個所の修復を早期に強く関係機関に要請することが今求められているのかな、ということが1点です。

2つ目にさまざまな歴史的な名所・名跡・並びに最近のマスコミ、あるいは映像等で新得町内に多く存在してさまざまなアピールがされてきていますが、これらを生かしたイベント等を検討して具体的に新得町の観光振興を図るべきと考えます。

3つ目に狩勝峠のトイレが故障中と聞いており、早期復旧を強く求められております。一般的に観光客が来てトイレが故障していると、例えば富良野方面から来た場合は新得町とは思ってないかもしれませんが、そこにトイレがあるというのが一般的に考えられておりますから、それが故障となりますと必ずしも良いイメージではないので、早期の復旧を強く求めたいと3つ目にあげたいと思います。以上です。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

平成28年の台風被災によりまして、十勝西部森林管理署東大雪支署が管轄する新得町内における林道の被災個所につきましては、73路線158カ所と報告を受けております。現在までに26カ所が復旧し、2カ所で災害復旧工事が行われております。

そのうちのトムラウシ地区の観光施設へ通じる林道につきましては、十勝岳登山口および秘奥の滝へ向かうシートカチ支線林道(レイサクベツ林道およびトノカリ第1支線林道)が通行止めとなっており、トノカリ林道をう回している状況にあります。また、平成24年度からヌプントムラウシ温泉へ向かう林道も通行止めとなっております。

森林管理署では森林整備を行う林道を優先して復旧するとお聞きしておりますが、両 林道につきましても、引き続き早期復旧に向け要望してまいりたいというふうに思って おります。

2点目の歴史的な名所名跡、並びにマスコミ情報などを生かした観光振興につきましては、土木遺産や近代化産業遺産にも認定された旧狩勝線を活用し、フットパスルートの整備や、線路跡を走るトレイルランニング大会などが開催されているほか、そばの花が咲くころには「そばの里まつり」が開催されております。

また、来年4月から放送されるNHK連続テレビ小説「なつぞら」のロケ地となったことから、関係団体との連携により、町の観光振興につなげてまいりたいと考えております。

3点目の狩勝峠トイレにつきましては、トイレへ水を供給するポンプ設備(ポンプ、計装盤、水位計)の老朽化による故障のため、昨年12月より使用できない状況となっております。この間、狩勝峠チェーン脱着場のトイレ、狩勝高原園地のトイレをご利用いただいている状況であります。

早急な修繕が必要と認識しておりまして、本年3月の定例町議会において補正予算により早期発注を行い、対応しているところでありますが、利用者の皆様にはご迷惑をお掛けしており、たいへん申し訳なく思っておりますが、復旧の見通しにつきましては今月中と伺っているところであります。以上であります。

「浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 廣山議員。

◎廣山輝男議員 ご回答いただきましてありがとうございました。 1 点目の関係については要請しかないと思いますし、ある面ではやむを得ないのかなと思っております。

しかし、今年に入ってですけどトムラウシ方面に行くお客さんがたいへん増えてきてるんです。なぜかはよく分かりません。いろんな人に聞いても「ネットで調べたの」と聞いたら、「いや違う」と。なぜか聞いたら、きれいな空気があるし、山があるから、森があるからと、いろんなことを言いますけど、何となく増えてきています。ところが現実に行こうとしたら、行けませんよというのがある。

あるいは今言った秘奥の滝は話があったように、かなりう回した路線なんです。あそこで私が従事した立場からすると、不安な林道であります。林道そのものが険しいというわけではありません。平らなところも多いですけど。しかし、あそこで遭難したらそれこそたいへんな事態になるような場所ですから、やはり現状もっとも身近なシートカチを通ってレイサクを通って行けば一番良いのですが、今話があったように通行止めになっておりますから。

いずれにしても林野庁の説明は事業優先というかたちが必ず出てくるんです。これは

私は間違いですよと言ってるんです。なぜかというと、林野庁の使命のひとつに地域振興という策があるんです。もちろん、木材の振興とかさまざまあります。となれば地域と一体となってさまざまな課題について、もちろん林業政策が中心ですけど、そこでオープンされてる林道についても最大限確保しながら地域に寄与しようというようなことも当然あると思うんです。そういった意味で私は要請の仕方をより強化してほしい。それしかないんですよ、率直に。

町長も林野庁、あるいは中央に行った場合にはそういう要請をしているということは 私は受け止めております。だけど、こういうような状態になると新得町の観光客の振興 のためには、不幸を招いているような状況ですから、なんとか地域振興の立場からもこ ういうことは早期に対処してほしい。私は文書的な方法もないのかなというか、文書を 出したからすぐ解決するなんて思っておりませんけれども、地域としてはより真剣にこ の問題について解決してほしいという立場でもの申した方が良いかなと、今回問題提起 させていただきました。

それから2点目の関係、いわゆるアウトドア的なことはたくさんやっておられるということは受け止めております。今回私が取り上げたかったのはテレビ放映だとかあるいは、私が特に今日言いたいのは現在映画化されました、本屋大賞作家、宮下奈都さんの「羊と鋼の森」。これ映画化されまして、6月4日から放映中なんです。私もさっそく鑑賞させていただきました。トムラウシのことは一言も出ておりません。ところが宮下さんに聞きますと、実はあの場面はすべてトムラウシの森を意識して、そこのイメージを持って主人公をつくった。やっぱりあそこの自然の中です、つまり森。その主人公の葛藤の中で調律師が森のイメージを受けながら成長していく。そしてその調律師は美しい羊がピアノの中にいるんだという、これは外国でよくそういうイメージがされるんですけど、その美しい羊のいるピアノをより美しく弾いていただくために、そして森とともにというようなことで、そこからできたものがこの「羊と鋼の森」の映画。

私がここで言いたいのは、そういう文化的なものもこの新得町もいろいろたくさん取り組んでいますけれども、新得町に宮下さんいたわけですから、そこにいた存在を具体的にイベント等でアピールしていってはどうなのか。

私が個人的に検討しているのは、ピアノの演奏がたくさん出るんです、10曲くらい。 ピアノを弾く人をトムラウシに呼んで、宮下さんとバックアップしながら全国にアピー ルする手もひとつあるかなと具体的には検討してるんですけど、こういった表に出るこ とと出ないこと、やっぱり新得にある財産を最大限に活かせることを大いにアピールす ることも、観光のひとつの手段かということも私は率直に思ったので。

狩勝線もガンケもいろんなことをしてますから、アウトドア的には良いことをしてるんですけど、この文化的な価値も問題についても最大限、新得町の財産を生かした取り組みをさらに発展させる意味で、行政の方でも力を入れてもらえないか、かつ、そういう取り組みも教育委員会の部分もあるかもしれませんけど、そんな発想もひとつできないのかということで問題提起しておきます。

最後にトイレの関係、実は私はあまりあそこへ行ってないんですけど、狩勝牧場の感謝祭のときに終わった後、狩勝峠まで行ってみたときにトイレが閉鎖されていることが分かりました。事務局に聞きますと、12月からだという。なぜそういうことを言うかというと、あの日、日曜日だったのですが貸し切りバスが3台来ました。3台とも止まってトイレに向かいました。残念ながらすべての人がお帰りになりました。もちろん、鍵

が掛かってますから、入ることができません。つまりそのとき何と言ってくれたか。「開発さんもお金がないから直さないんだね」。変な話ですけどほっとしました。

しかし、やっぱり入ってきたときに新得町のイメージというものをそう取られるとしたら残念です。そういった意味では今月中に直るということでしたけど、修理に時間がかかったということは私も聞いて知っていますけど、お客さんの多く来る、こういうところはなんとかしっかり早期に直すような取り組みの仕方を問題提起として報告しておきます。この辺についてはよろしくお願いします。以上です。

- **◎菊地康雄議長** 浜田町長。
- **◎浜田正利町長** まず1点目の国有林野の中の林道、災害があったことによって、はっきり言うと、いろんな今までできなかったことができますね、という会話もありました。

しかし、ここからは私自身のぼやきにもなるのかもしれませんけど、財務省というのはやはり現実は厳しいという、これは林野だけではないんですけど、なかなか前に進まない、これが現状かと思っておりまして、林野の担当の人もある意味われわれ側の立ち位置にいてくれてる人もたくさんいるので、これからも努力していくとしか言いようがないんですけども、なにか違う方法も含めて考えられるか、それらも一緒になって相談をし続けながら進めていきたいと思っております。

それから宮下さんの「羊と鋼の森」。たいへん申し訳ないんですが、私もまだ見ていないんでなんとも言えない部分もあるんですけども、しかし、活字の中では「トムラウシ」という名前がたくさん表記されておりまして、本当に感謝しているところでございます。

その上で、ロケ地という切り口で今回答弁してしまったので、宮下さんの方まで思いがいかなかったということでありまして、これらについても担当課といま一度、対応につきまして考えていきたいと思っております。

それからトイレであります。故障したものを直すのはもちろんでありますけど、なるべく早くということでありますので、これらについても技術的なことも含めて内部で十分議論していきたいというふうに思っておりますし、使えないという看板の案内のありかたについてもどんなことができるのか、その辺もまた考えていかなければならないかなと、聞いていて思いました。

これについてもせっかく来られたかたがたに良い印象を与えるという意味で努力していきたいと思っております。以上であります。

- **◎菊地康雄議長** 廣山議員。
- **○廣山輝男議員** 細かなことがたくさんあるかもしれませんけど、町の活性化のためには少しでもお客さんに新得に来ていただいて、新得町はすばらしいところだと、また来てもらえるような取り組みをしなければならないという意味ではトイレの話はふさわしい話題かなと思いまして、今月中に直ることは分かっていましたけど、あえて取り上げさせていただきましたので、その辺よろしくお願いします。

最後に、同じような観光の視点なんですけれども、東大雪荘、いろんなお客さんが来るんですが、たまたま今年、道道が通行止めになることがあって、極端に言いますと12分の10カ月しか営業してないなんて、普通商売にしたら絶対成り立たなくなります。私たちの立場でしたら。

道道の通行止めをなんとか解決する策はないのか、それは土現さんがすることですから、通行止めにしますとなったらそれまでですけど、しかし、同じ通行止めをするにし

ても何らかの方法で、極端に言えば東大雪荘が年がら年中運営できるような策はないのかなということで、知恵を絞りながら苦労していただけないかなと、行政の立場でもひとつご検討願えないかということで申し上げておきたいと思います。

[廣山輝男議員 降壇]

- **②菊地康雄議長** 浜田町長。
- **◎浜田正利町長** お答えいたします。防雪柵の設置ということで、近いうちに鹿追の土現の所長と懇談することになっておりまして、すぐにできるかどうか、予算的な問題もあるんですけど、かなり意識はしてくれていると思っておりますので、12分の10にならないように、われわれも努力していきたいと思っております。以上であります。
- **◎菊地康雄議長** これにて一般質問を集結いたします。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時46分)

平成30年第2回新得町議会定例会(第3号)

平成30年6月18日(月曜日)午後1時30分開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議件名等
		諸般の報告(第3号)
1	議案第51号	工事請負契約の締結について (サホロリバーサイド運動 公園広場災害復旧工事)
2	議案第52号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
3	議案第53号	平成30年度新得町一般会計補正予算
4	意見案第2号	審査結果について
5	意見案第3号	審査結果について
6	意見案第4号	審査結果について
7	意見案第5号	審査結果について
8	意見案第6号	審査結果について
9		閉会中の継続審査および調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告(第3号)

議案第51号 工事請負契約の締結について(サホロリバーサイド運動公園広場

災害復旧工事)

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について 議案第52号

議案第53号 平成30年度新得町一般会計補正予算

意見案第2号 審査結果について

意見案第3号 審査結果について

意見案第4号審査結果について意見案第5号審査結果について

意見案第6号 審査結果について 閉会中の継続審査および調査の申し出について

○出席議員(11人)

1	番	長	野		章	議員	2	番	村	田		博	議員
3	番	湯	浅	佳	春	議員	4	番	佐	藤	幹	也	議員
5	番	貴	戸	愛	三	議員	6	番	若	杉	政	敏	議員
7	番	湯	浅	真	希	議員	8	番	廣	Щ	輝	男	議員
9	番	柴	田	信	昭	議員	1 0)番	吉	Ш	幸		議員
1 2	番	菊	地	康	雄	議員							

○欠席議員(1人)

11番 髙 橋 浩 一 議員

〇地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	浜	田	正	利
教	官	Ī	長	武	田	芳	秋
監	查	委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副		田	丁		長	金		田		將
総	務		務 課		長	渡		辺	裕	之
地	域	戦	略	室	長	東		Ш	恭	
町	民		課		長	鈴		木	貞	行
保	健	福	祉	課	長	坂		田	洋	
施	設		設 課		長	初		Щ	_	也
産	業		課		長	石		塚	將	照
児	童	保	育	課	長	中		村	勝	志
税	務	出	納	課	長	佐	々	木	隼	人
消		防署		長	増		田	和	彦	
産	業	課	長	補	佐	福		原	浩	之
産	業	課	長	補	佐	桑		野	恒	雄
屈	足		と	所	長	中		村	吉	克
庶	務	防	災	係	長	小		林	健	利
財		政	係	•	長	本		郷		潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

 学校教育課長
 佐藤博 行

 社会教育課長
 岡田徳彦

 学校教育課長補佐
 安達貴広

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 岡 村 力 蔵

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長橋 場 めぐみ書記 菊 地 克 浩

◎開議の宣告

◎菊地康雄議長 本日の欠席の届け出は11番、髙橋浩一副議長の1人です。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたとおりであります。

(宣告 13時33分)

◎諸般の報告(第3号)

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。 別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第51号 工事請負契約の締結について(サホロリバーサイ ド運動公園広場災害復旧工事)

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺総務課長。

「渡辺裕之総務課長 登壇」

- ◎渡辺裕之総務課長 議案第51号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。
 - 1. 契約の目的。サホロリバーサイド運動公園広場災害復旧工事でございます。
 - 2. 契約の方法。3社による指名競争入札でございます。
 - 3. 契約の金額。1億9,548万円でございます。(落札率99.28パーセント)
- 4. 契約の相手方といたしまして、新得町西1条南1丁目51番地2、古川建設株式会社代表取締役、古川金右。なお、工期は平成30年12月20日としてございます。次のページに資料といたしまして、平面図を掲載いたしております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

「渡辺裕之総務課長 降壇」

- ◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
 - (「なし」の声あり)
- ◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第51号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員」

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第52号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について◎菊地康雄議長 日程第2、議案第52号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木町民課長。

「鈴木貞行町民課長 登壇]

◎鈴木貞行町民課長 議案第52号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について ご説明申し上げます。

2ページ目下段の提案理由をご覧ください。

提案理由でございますが、戸籍に係る電子情報処理組織の更新に当たり、当該電子情報処理組織を共同利用するための事務を蘭越町に委託する規約について協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

1ページに戻りまして、規約の内容でございますが、第1条の委託事務では委託する町と受託をする町を規定し、第2条では管理および執行の方法を、第3条では経費の負担方法を、第4条では連絡調整のための連絡会議の開催を、第5条では補則として、規約の定めがない、必要事項の協議方法について規定いたしております。

附則といたしまして、施行月日を平成30年8月1日と規定いたしております。 以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

「鈴木貞行町民課長 降壇]

- ◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
 - (「なし」の声あり)
- ◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第52号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号 平成30年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第53号、平成30年度新得町一般会計補正予算について を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

「金田將副町長 登壇」

- **◎金田將副町長** 議案第53号、平成30年度新得町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。
- 第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247万4,000円を追加し、予算の総額を75億2,118万6,000円とするものでございます。
- 8ページ歳出をお開きください。14款、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、15節、 工事請負費では、前年度からの繰越事業であります藤越川災害復旧工事について、土止 (どどめ)に用いる資材の設計変更により工事費が増加したことから、普通河川災害復 旧工事費を新たに計上してございます。
- 6ページ歳入にお戻りください。14款、国庫支出金、公共土木施設災害復旧費補助金では、災害復旧事業に係る財源として河川等災害復旧事業補助金を新たに計上してございます。

7ページに移りまして、20款、諸収入、還付金および返還金では、災害復旧費の補正 にともなう財源調整のため、備荒資金還付金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第53号を採決いたします。 本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見案第2号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第4、意見案第2号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意 見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。 本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第2号を採決いたします。 本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第2号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第5 意見案第3号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第5、意見案第3号、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を 求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。 本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第3号を採決いたします。 本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第3号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第6 意見案第4号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第6、意見案第4号、2018年度北海道最低賃金改正等に関する意 見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。 本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第4号を採決いたします。 本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第4号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第7 意見案第5号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第7、意見案第5号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。 本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第5号を採決いたします。 本件に関する委員長の報告は、修正可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第5号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第8 意見案第6号 審査結果について

◎菊地康雄議長 日程第8、意見案第6号、教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。 本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これより意見案第6号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「举手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、意見案第6号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第9 閉会中の継続審査および調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第9、閉会中の継続審査および調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 よって、平成30年定例第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 13時47分)